特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和7管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(昭和24年法律第267号)(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

- 1 -

第一 くろまぐろ (小型魚)

- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)4,397.5トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可	能	量
北海道												17	74. 4
青森県												35	50. 4
岩手県												10	9.6

宮城県	66. 9
秋田県	57. 0
山形県	25. 9
福島県	34. 1
茨城県	47. 9
千葉県	103. 8
東京都	20. 9
神奈川県	61.8
新潟県	126. 5
富山県	141. 4
石川県	129. 7
福井県	51.9

- 3 -

57. 4
1.0
62. 4
63. 2
1.0
23. 6
57. 5
19.9
135. 7
1.0
1.0
127. 0

徳島県	45. 2
香川県	1.0
愛媛県	24. 5
高知県	102. 2
福岡県	17.6
佐賀県	15. 9
長崎県	950. 7
熊本県	36. 0
大分県	14. 9
宮崎県	25. 1
鹿児島県	50. 6
沖縄県	0. 1

- 5 -

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大	臣	管	理	区	分	大	臣	管	理	漁	獲	可	能	量
くろる	まぐろ	(小型魚)	大中型まき	網漁業									93	39. 1
くろる	まぐろ	(小型魚)	かじき等流	し網漁業等									2	23. 6
くろる	まぐろ	(小型魚)	かつお・ま	ぐろ漁業									4	17. 2

第二 くろまぐろ (大型魚)

- 一 漁獲可能量(法第15条第1項第1号関係)9,879.3トン
- 二 都道府県別漁獲可能量(法第15条第1項第2号関係)

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

都	道	府	県	都	道	府	県	別	漁	獲	可	能	量		
北海道												549. 9			
青森県												780. 2			
岩手県												(97. 2		
宮城県												8	31.8		
秋田県												(60.6		
山形県												Ę	55. 1		
福島県													2.0		
茨城県												4	23. 0		

- 7 -

千葉県	87.4
東京都	78. 2
神奈川県	32. 7
新潟県	161. 2
富山県	35. 8
石川県	63. 6
福井県	37. 6
静岡県	54. 2
愛知県	2.0
三重県	52. 6
京都府	50.6
大阪府	2.0

27. 7
61. 0
19. 2
46. 0
2. 0
2. 0
113. 0
20. 0
2.0
19. 1
43. 5
54. 0

- 9 -

佐賀県	25. 8
長崎県	366. 6
熊本県	19. 4
大分県	32. 1
宮崎県	65. 4
鹿児島県	35. 9
沖縄県	268. 0

三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係)

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それ ぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位:トン)

大	臣	管	理	区	分	大	臣	管	理	漁	獲	可	能	量
くろ	まぐろ	(大型魚)	大中型まき	網漁業	(漁獲量								2, 87	7. 1
の総	量の管理	埋を行う管	理区分)											
くろ	まぐろ	(大型魚)	大中型まき	網漁業	(漁獲割								2, 02	7. 2
当て	による智	萱理を行う	区分)											
くろ	まぐろ	(大型魚)	かじき等流	し網漁業									7	5. 7
くろ	まぐろ	(大型魚)	かつお・ま	ぐろ漁	業(漁獲								1	6.0
量の	総量の管	萱理を行う	区分)											
くろ	まぐろ	(大型魚)	かつお・ま	ぐろ漁	業(漁獲								1, 14	1. 1
割当	てによる	る管理を行	う管理区分)										